

令和6年度（2024年度）

# 北海道の中小企業制度融資

（中小企業総合振興資金融資要領）

令和6年（2024年）9月

北海道経済部



## 目 次

### ○中小企業総合振興資金融資要領

総 則	-----	1
ライフステージ対応資金	創業貸付	----- 9
	ステップアップ貸付	----- 19
	事業承継貸付	----- 41
	企業体質強化貸付	----- 45
経済環境変化対応資金	経営環境変化対応貸付	----- 49
	コロナ克服サポート貸付	----- 61
	防災・減災貸付	----- 63
一般経営資金	一般貸付	----- 66
	小規模企業貸付	----- 68

### (共通様式)

北海道中小企業総合振興資金融資あっせん申込書(別紙共通第1号様式)	-----	71
北海道中小企業総合振興資金融資申込書(別紙共通第2号様式)	-----	72
北海道中小企業総合振興資金融資あっせん状況報告書(別紙共通第3号様式)	-----	73
北海道中小企業総合振興資金融資取扱状況報告書(別紙共通第4号様式)	-----	74
北海道中小企業総合振興資金保証取扱状況報告書(別紙共通第5号様式)	-----	76



# 中小企業総合振興資金融資要領

## 総 則

### 第1 目 的

この要領は、中小企業者等に対し、経営基盤の強化及び事業の活性化を促進するために必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、本道産業経済の発展に資することを目的とする。

### 第2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に該当するものをいう。
- (2) 中小企業等協同組合等 中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号の規定に該当するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業等協同組合等をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項各号の規定に該当するものをいう。
- (5) 会社 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社であって、設立に関する登記が完了したものをいう。
- (6) あっせん機関 商工会議所、商工会、北海道中小企業団体中央会及び（公財）北海道中小企業総合支援センターをいう。
- (7) 取扱金融機関 中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関であって、道内に本支店を有するもののうち、この融資制度の取扱いに関して道と覚書を取り交わしたものをいう。
- (8) 事業資金 事業活動に必要な設備資金及び運転資金をいう。

### 第3 資金の種類

中小企業総合振興資金の貸付区分は、次のとおりとする。

資 金 名	貸 付 区 分
ライフステージ対応資金	創業貸付、ステップアップ貸付、事業承継貸付、企業体質強化貸付
経済環境変化対応資金	経営環境変化対応貸付、コロナ克服サポート貸付、防災・減災貸付
一 般 経 営 資 金	一般貸付、小規模企業貸付

### 第4 融 資 対 象

原則として、次の各号に掲げるすべての要件を満たし、各資金の貸付区分ごとに定める要件に該当するものを融資対象とする。

ただし、各貸付区分ごとに定める融資の目的から、次の各号のいずれかを適用しない場合については、それぞれ当該貸付区分ごとに定めるものとする。

- (1) 道内に事業所を有する中小企業者等であるもの。
- (2) 許認可等を要する事業にあっては、その許認可等を受けているもの。
- (3) 北海道信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの。  
中小企業等協同組合等にあっては、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を営んでいるもの。

### 第5 融 資 条 件

- 1 融資条件については、各資金の貸付区分ごとに定める。
- 2 融資金額については、同一の貸付区分における既往融資残高を含めるものとする。
- 3 融資期間については、一般経営資金「小規模企業貸付」を除き、原則として1年を超えた長期資金として取り扱うものとする。
- 4 融資利率については、ライフステージ対応資金「企業体質強化貸付」を除き、別に定めるところにより、原則として毎年4月及び10月当初に見直しを行うものとし、変動金利による既往融資の利率は、融資利率見直しの日から2か月以内（2か月以内に約定返済が到来しないものについては、融資利率見直しの日以後、直近の約定返済到来時）の取扱金融機関が定める日に既往貸付金に対する金利を変更させるものとする。

る。

なお、変動金利による融資の取扱いは、3年を超える融資期間の融資に限るものとする。

- 5 償還方法については、一般経営資金「小規模企業貸付」の融資期間1年以内の取扱いを除き、原則として割賦弁済とする。

## 第6 融資の申込み

- 1 融資を受けようとする者は、北海道中小企業総合振興資金融資あっせん申込書（別紙共通第1号様式。以下「あっせん申込書」という。）に各貸付区分ごとに定める書類を添付の上、あっせん機関に申し込むものとする。（以下「あっせん申込み」という。）
- 2 ライフステージ対応資金「企業体質強化貸付」、経済環境変化対応資金「経営環境変化対応貸付（融資対象(3)ア）」、「コロナ克服サポート貸付」、一般経営資金「一般貸付」及び「小規模企業貸付」の融資を受けようとする者は、前項によるもののほか、北海道中小企業総合振興資金融資申込書（別紙共通第2号様式。以下「融資申込書」という。）に各貸付区分ごとに定める書類を添付の上、取扱金融機関又は信用保証協会に融資（保証）を申し込むことができるものとする。（以下「直接申込み」という。）

## 第7 融資のあっせん

- 1 あっせん機関は、この要領の定めるところにより、適正に融資のあっせんを行うものとする。
- 2 あっせん機関は、融資を受けようとする者に対して、この融資制度が真に企業の事業活動に有効に活用されるよう必要な経営指導等を行った上、取扱金融機関に対する融資のあっせんに努めるものとする。

## 第8 融資の取扱い

- 1 取扱金融機関は、この要領の定めるところにより、適正かつ効果的に融資を行うものとする。
- 2 取扱金融機関は、この融資制度の融資にあたっては他の一般貸出と区分して取り扱い、歩積・両建などの拘束性預金は行わないものとする。
- 3 この要領の定めるところにより、新規融資を取り扱う金融機関は、取扱金融機関のうち別表1に掲げるものとする。  
ただし、この融資制度の運用上、特に必要と認められる場合には、別に定めることができるものとする。
- 4 取扱金融機関は、融資審査上必要と認める場合には、各貸付区分ごとに定める書類以外の資料等の提出を求めることができるものとする。

## 第9 信用保証の取扱い

- 1 信用保証協会は、この要領に定めるところにより、積極的かつ効果的に信用保証を行うものとし、信用保証の取扱いにあたっては、可能な限り無担保保証の優先的な適用に努めるものとする。
- 2 信用保証協会は、保証審査上必要と認める場合には、各貸付区分ごとに定める書類以外の資料等の提出を求めることができるものとする。
- 3 信用保証を付した場合、この制度の利用者は原則として信用保証料一覧（別表）に掲げる保証料率に応じた保証料を支払うものとする。

## 第10 資金措置

道は、この融資制度の融資に必要な資金を確保するため、各取扱金融機関の融資の取扱状況に応じて、別に定める運用表に基づき、各金融機関へ資金の預託を行うものとする。

ただし、ライフステージ対応資金「企業体質強化貸付」は、預託を行わないものとする。

## 第11 道に対する報告

- 1 あっせん機関は、この融資のあっせん状況について、毎月分を翌月の10日までに北海道中小企業総合振興資金融資あっせん状況報告書（別紙共通第3号様式）により、総合振興局又は振興局を経由し（北海道中小企業団体中央会及び（公財）北海道中小企業総合支援センターにあっては直接）、北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。
- 2 取扱金融機関は、この制度融資の融資金額及び融資残高について、毎月分を翌月の15日までに北海道中小企業総合振興資金等融資取扱状況報告書（別紙共通第4号様式）により北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。
- 3 信用保証協会は、この制度融資の保証の取扱いについて、毎月分を翌月15日までに北海道中小企業総合振興資金保証取扱状況報告書（別紙共通第5号様式）により北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。

## 第12 融資に対する調査等

- 1 道は、この要領を実施するため必要と認めるときは、いつでも取扱金融機関、信用保証協会及び関係企業等に対し、指示をし、帳簿その他の関係書類を調査し、又は報告を求め、若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 道は、この制度の利用者について、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この融資要領に違反する事項があると認めるときは、取扱金融機関などと協議の上、制度融資の取扱いを取り消すことができるものとする。
- 3 道は、この制度の利用者について、融資実行後に関係法令違反などにより社会的信用を著しく損なったものと認めるときは、制度融資の取扱いについて、取扱金融機関などと別途協議することができるものとする。

## 第13 期中支援

- 1 取扱金融機関は、この制度（新型コロナウイルス感染症対応資金を除く。）の利用者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものであって、令和4年10月1日以降に保証申込受付したものに限る。）の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたものであって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、信用保証協会の定めに基づき、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、「特例中小企業者」であることの認定を受けたものにおいては、経済産業大臣が認める指定期間中であるとき又は保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
- 2 取扱金融機関は、新型コロナウイルス感染症対応資金の利用者であって、据置期間が1年を超える場合は、据置期間中、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。なお、経済環境変化対応資金「経営環境変化対応貸付（伴走支援型）」の利用者であって、「伴走支援型特別保証制度」による保証期間が3年を超える場合（条件変更により結果的に3年を超えた場合は除く。）は、同一金融機関に限り、当該報告を不要とできる。
- 3 取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、信用保証協会に対して当該案件に係る代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を提出するものとする。

## 第14 借換え

- 1 既往残高について借換えを行う場合は、ライフステージ対応資金「事業承継貸付」に限り借換えに要する資金を用途とすることができるものとする。
- 2 道制度融資の既往残高について借換えを行う場合は、次の資金に限り借換えに要する資金を用途とすることができるものとする。
  - ・ライフステージ対応資金（企業体質強化貸付）
  - ・経済環境変化対応資金（経営環境変化対応貸付）
  - ・一般経営資金（一般貸付、小規模企業貸付）

## 取扱細目

### 1 融資対象について

- (1) 個人事業主が法人成りした場合の事業実績  
代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続であることが認められる場合は、個人からの事業実績を通算する。
- (2) 本店が道外にあり、支店等が道内にある会社  
次に該当する場合は、対象とする。
  - ア 原則として支店等の登記がなされていること。
  - イ 資金使途が、道内の支店等に係る事業資金であること。
- (3) 大企業の子会社  
自主独立した運営や資金調達がなされていることが認められる場合は対象とする。
- (4) 主たる事業  
複数の業種に属する事業を営んでいる場合は、生産額、売上額等を比較して、いずれか多い方を主たる事業とする。
- (5) 対象業種と対象外業種の兼業  
対象業種と対象外業種を兼業している場合は、資金が対象業種に使用されることが明らかなものについてのみ対象とし、経常運転資金など資金が両事業に共用される場合については対象としない。
- (6) 医業を行う事業法人  
総則第2の(1)に定める中小企業者のうち、中小企業信用保険法第2条第1項第5号の規定による医業を主たる事業（老人保健施設を含む）とする法人については、医療法人、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人をいう。）、社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものとする。
- (7) 学校教育事業  
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき認可を受けた幼稚園、予備校、専門学校等については、国、地方公共団体、学校法人等が経営するものを除き、対象とする。

### 2 従業員数について

- (1) 常時使用する従業員  
ア 次のいずれかに該当する者を「常時使用する従業員」とする。
    - (ア) 正社員、正職員などの常用従業員（法人の役員及び個人事業主を除く）。
    - (イ) 臨時社員、臨時職員、パートタイマーなどについては、雇用の継続性を問わず、年間就業日数のおおむね2分の1以上の期間雇用している者。  - イ 個人の場合における家族従業員については、有給であっても、それが事業主と生計を一にしている3親等以内の親族であれば常時使用する従業員に含まない。
- (2) 従業員数のとらえ方  
従業員数は、本・支店、営業所、工場等における常時使用する従業員の総数とする（中小企業等協同組合等の場合は、組合自体における常時使用する従業員の数とする。）。

### 3 資金使途について

- (1) 対象としない資金
  - ア 生活資金
  - イ 住宅資金
  - ウ 投資資金
  - エ 教育資金
  - オ その他事業資金として認められないもの
- (2) 住宅併用施設取得の取扱い  
住宅部分の取得に要する資金は対象としない。対象部分及び対象外部分の算定については、見積書等により行うものとするが、明確に分離することが難しい場合には、床面積の割合をもって算定する。



(3) 土地取得の取扱い

ア 事業用施設に付随した土地取得の場合は、その施設の規模に対し、適正と認められる敷地面積について対象とする。

この場合、店舗、工場及び事業所の敷地のほか、経営に必要な社宅、運動場等の敷地についても対象とする。

イ 土地のみの取得の場合は、次に該当する場合についてのみ対象とする。

(ア) 用途及び面積が現行事業の実施に必要な範囲内のものであり、かつ、取得後速やかに事業の用に供されることが明らかなもの

(イ) 将来の事業の拡張を予定して取得する場合にあっては、既に設計や事業計画が具体化しており、投機目的の土地取得でないことが明らかなもの

4 資金間の併用について

同一の資金使途（施設、機械又は装置等）に対しては、一般経営資金「一般貸付」を除き、資金及び貸付区分どうしの併用は行わないものとする。

5 融資後の融資条件の変更について

既往貸付金の融資条件の取扱いは次によるものとする。

(1) 融資期間

融資期間の変更については、金融機関、信用保証協会等と協議の上、行うことができるものとする。

(2) 融資利率

ア 原則として償還が完了するまで、固定金利から変動金利、あるいは変動金利から固定金利への変更は行わないものとする。

イ 固定金利については、当初融資した際に適用した融資利率を、原則として償還が完了するまで変動させないものとする。ただし、融資利率を引き下げの場合にあっては、利率引下げ時点における当該貸付区分の最低利率までは引き下げることができるものとする。

6 融資（あっせん）の申込みについて

(1) 融資（あっせん）の申込者

ア 会社の場合は、原則として登記上の本店とする。

イ 資金使途が本店以外の事業所に係るもので、本店以外の事業所からの申込みが妥当と判断される場合は、本店以外の事業所が申込者となることができるものとする。この場合の申込みについては、原則として支配人登記又は取締役会等の決定（議事録の添付）など、本店以外の事業所が資金調達に関する権限を有していることを必要とする。

(2) 融資（あっせん）の申込先

ア あっせん申込み

原則として、申込者の事業所（会社の場合は本店）所在地を管轄する商工会議所又は商工会（以下、「商工会議所等」という。）とするが、資金使途が本店以外の事業所に係るもので、本店以外の事業所所在地を管轄する商工会議所等の融資あっせんが妥当と判断される場合は、本店以外の事業所所在地を管轄する商工会議所等への申込みを認めるものとする。なお、中小企業等協同組合等及びその構成員企業は北海道中小企業団体中央会（本部又は支部）に、（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用しつつ融資を受けようとする者は、（公財）北海道中小企業総合支援センター（本部又は支部）に申し込むことができるものとする。

イ 直接申込み

(ア) 取扱金融機関については、申込人が借入を希望する取扱金融機関の本店又は支店とする。

(イ) 信用保証協会については、申込人の所在地を担当する本店保証部又は支店とする。

(ウ) 申込みを受けた取扱金融機関又は信用保証協会は、その内容を検討し、融資対象として適当と認められたものについて、融資（保証）を実行するために必要な手続きをとるものとする。

(3) 融資（あっせん）申込書の作成

ア 融資（あっせん）申込書は、申込みの都度、融資を受けようとする資金及び取扱金融機関ごとに作成するものとする。

イ 融資（あっせん）申込書の添付書類は、複数の取扱金融機関に申し込む場合など、同時に複数のあっせん申込みを行う場合には、重複するものを省略することができるものとする。

ウ 融資（あっせん）申込書の添付書類のうち決算書又は確定申告書（以下「決算書等」という。）及び登記簿謄本（登記事項証明書）については、あっせん機関が認める場合は提示でも可とするほか、あっせん機関において日常の経営指導により申込人の経営の実態を把握している場合には、添付を省略することができるものとする。なお、添付書類については、道が定める様式を除き、写しの提出でも可とする。

(4) 融資あっせん

融資あっせんの申込みを受けたあっせん機関は、その内容を検討し、融資対象として適当と認めたものについて、融資を円滑に実行させるため必要に応じ、取扱金融機関及び信用保証協会と事前に協議を行った上で、申込人に対し融資あっせん書を交付するものとする。

7 保証人の徴求について

取扱金融機関並びに信用保証協会の定めるところによる。

(別表 1)

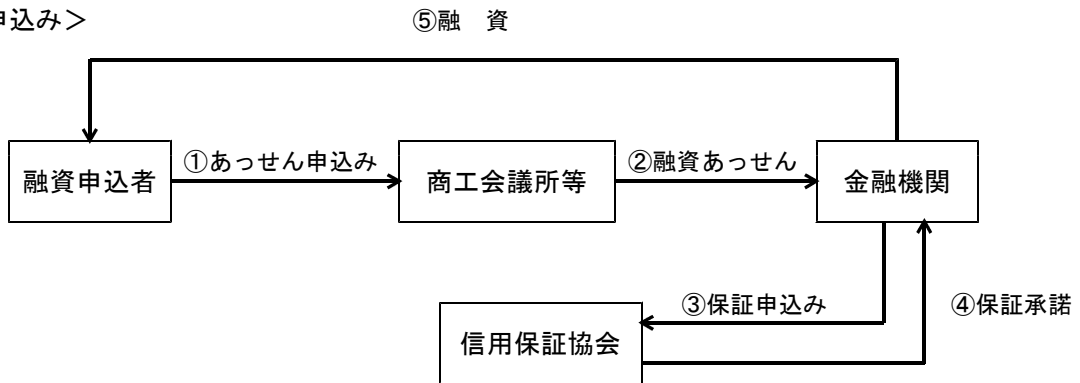
総則第 8 - 3 に定める金融機関は次のとおりとする。

ただし、道外に本店がある金融機関の融資の取扱いは、道内支店に限るものとする。

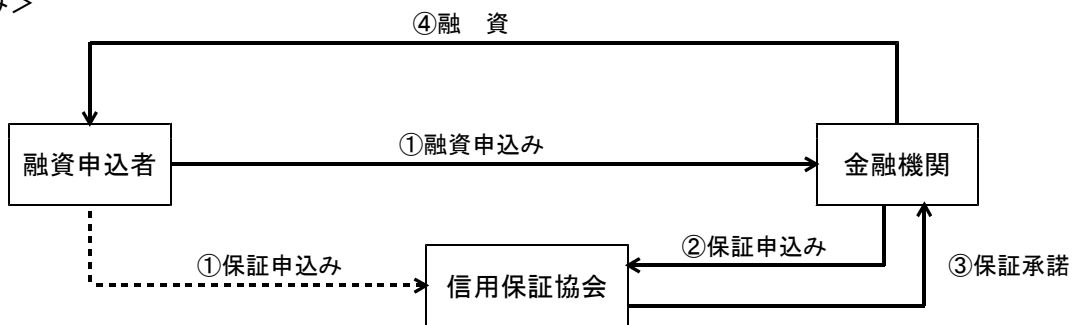
制度上の区分	都市銀行(9)	地方銀行(10)	信用金庫(20)	信用組合(8)
金融機関名	みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 りそな銀行 SBI新生銀行 あおぞら銀行 三井住友信託銀行 みずほ信託銀行 農林中央金庫	北海道銀行 北洋銀行 北陸銀行 みちのく銀行 青森銀行 秋田銀行 七十七銀行 第四北越銀行 商工組合中央金庫 北海道信用農業協同組合連合会	北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 苫小牧信用金庫 北門信用金庫 伊達信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫 渡島信用金庫 道南うみ街信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 帯広信用金庫 釧路信用金庫 大地みらい信用金庫 北見信用金庫 網走信用金庫 遠軽信用金庫	北央信用組合 空知商工信用組合 札幌中央信用組合 釧路信用組合 十勝信用組合 函館商工信用組合 ウリ信用組合 あすか信用組合

## 中小企業総合振興資金の申込みの流れ

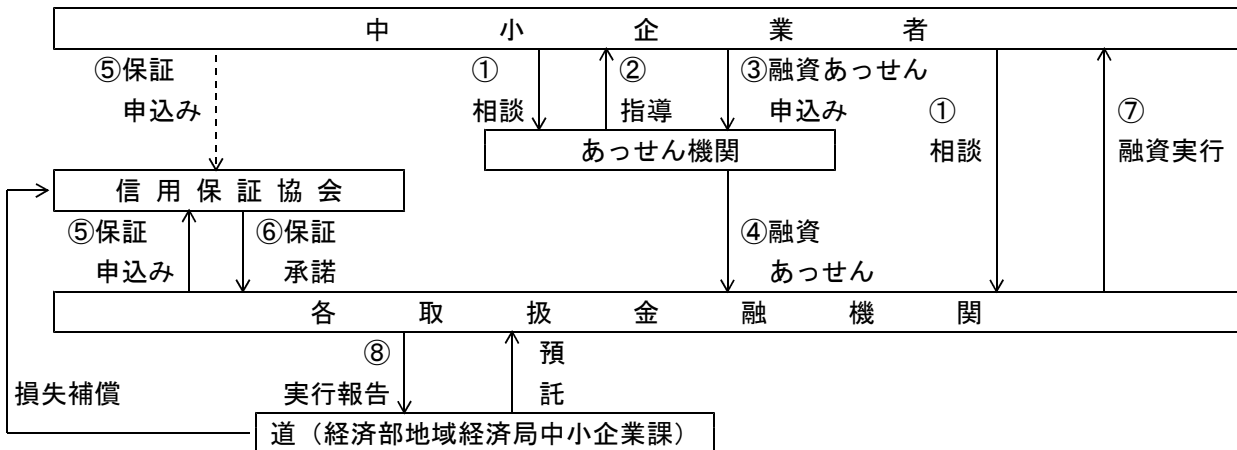
<あっせん申込み>



<直接申込み>



## 中小企業総合振興資金のしくみ



# ライフステージ対応資金 創業貸付

## 1 目 的

新たに事業を開始する創業者に対し、事業を開始する際及び事業開始後において必要となる事業資金の融資の円滑化を図ることにより、新規開業の促進及び創業後間もない企業の経営の安定に資する。

## 2 融 資 対 象

次の(1)から(4)のいずれかに該当するもの。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により支援を受けて創業する場合は6か月以内）に新たに事業を開始するあるいは2か月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内）に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (2) 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (3) 事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過しないものが創業者となり、新たに会社（中小企業者に限る）を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの
- (4) 【スタートアップ】国の全国統一保証制度であるスタートアップ創出促進保証の対象となるもの

### 2-2 総則「第4 融資対象」の適用

第4ただし書きによる融資対象の適用の有無については、次のとおりとする。

融資対象区分	第4（融資対象）の適用の有無			備 考
	(1) 中小企業者等要件	(2) 許認可要件	(3) 保証対象業種要件	
(1)	○ ※	○	○	※事業開始時に中小企業者となるものに限る
(2)	○	○	○	
(3)	○	○	○	
(4)	○ ※	○	○	※取扱細目2-(1)-アに該当するものについては、事業開始時に中小企業者となるものに限る

## 3 融 資 条 件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)～(3)	(4)【スタートアップ】
資金使途	事業資金	
融資金額	3,500万円以内	
融資期間	1年超10年以内 (うち据置2年以内)	1年超10年以内 (うち据置1年以内)  〔ただし、取扱金融機関において保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は保証申込み時において、プロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする取扱も可〕
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%	[変動金利] 年1.1%  〔融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る〕
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによ	担 保 無担保

	る。ただし、信用保証協会の創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとするものについては無担保とする。	償還方法 原則として均等分割返済とする
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。	

#### 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

##### ●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※1)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	創業・再挑戦 計画書 (別紙第1号様式)	創業計画書 (別紙第2号様式)	その他必要と認める書類
(1)			○	○		「認定特定創業支援等事業」により支援を受けたものは、支援を受けたことの市町村の証明書
(2)	○	○	○	○		
(3)	○	○	○			
(4)	○(※2)	○(※2)	○		○	取扱細目2-(1)-アに該当するものであって、「認定特定創業支援等事業」により支援を受けたものは、支援を受けたことの市町村の証明書

(※1) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

(※2) 取扱細目2-(1)-アに該当するものについては、添付不要。

#### 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道創業
-----

### 取扱細目

#### 1 融資対象(1)について

- (1) 「1か月以内」、「2か月以内」及び「6か月以内」の起算日は、融資実行日を基準とする。
- (2) 創業関連保証以外の保証を利用して融資を受けようとする者にあつては、信用保証協会への保証申込時において、事業に着手していること及び許認可を必要とする業種においては、許認可の取得の見込みが確実であること。

#### 2 融資対象(4)について

##### (1) 制度の適用

信用保証協会のスタートアップ創出促進保証の対象となるものとは、次のいずれかに該当するものとする。なお、次のいずれかに掲げる「会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）に規定する「株式会社」、「合名会社」、「合資会社」または「合同会社」をいう。

ア 事業を営んでいない個人であつて、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの

イ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの

ウ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

エ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

オ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの。

(2) 自己資金

スタートアップ創出促進保証の保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していることを要する。

(3) 対象区分間の併用

融資対象(1)から(4)は、それぞれの融資条件に従った上で、併用を可能とする。ただし、1事業者あたり利用限度額は合算で3,500万円とする。

(4) 取扱金融機関の責務等について

本貸付の取扱いに係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定めるとおりとする。

### 3 融資対象者の要件について

信用保証協会の「創業関連保証」及び「再挑戦支援保証」の取扱いに準じるものとする（融資対象(4)を除く）。なお、「創業関連保証」及び「再挑戦支援保証」の対象となる「会社」とは会社法（平成17年法律第86号）に規定する「株式会社」、「合名会社」、「合資会社」または「合同会社」をいう。

(別紙第1-1号様式)

# 創業・再挑戦計画書

## (融資対象(1)、(2))

年 月 日

申込人 住 所 \_\_\_\_\_  
会 社 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 又 は \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ ( 歳)

創業貸付の融資及び \_\_\_\_\_ の申込にあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。  
(※信用保証の名称を \_\_\_\_\_ 部分に記入のこと)

### 1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ( )		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業種		資本金	[会社設立(予定)の場合] 円
許可等 [許可等取得が必要な場合]	(種類) (許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入(例)食品衛生法]
従業員数	名	取扱品	仕入先
開業動機・目的			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得			
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額			
事業協力者の 住所・氏名・勤務先			

### 2. 創業準備の着手状況(下記の該当事項に○印を付けてください)

- ア 設備機械器具等発注済である。  
イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。  
ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金が支払済みである。  
エ 商品・原材料の仕入を行っている。  
オ 事業に必要な許認可を受けている。  
カ 事業に必要な許認可取得未了(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。)  
( )  
キ その他(具体的に記入してください) ( )

### 3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人件費等	千円	
その他の資金	千円	
計	A 千円	

### 4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法		取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
			(自己・新築・取得・賃貸)				
事業用不動産	土地	m <sup>2</sup>			千円		
	建物	m <sup>2</sup>			千円		
	計	B(取得に要する資金)			千円		
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額(千円)	発注先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等							
	計	C(金額)				千円	



5. 今回の資金計画による必要資金合計  
 A+B+C= \_\_\_\_\_ 千円 (D)

6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先 (金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券 ( )	千円
			千円	( )	千円
			千円	その他 (具体的に)	千円
			千円		
	自 己 資 金 合 計				千円
(※)借入金等	借入先	年 利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	~
		%	千円	千円	~
		%	千円	千円	~
		%	千円	千円	~
	借入金等合計			千円	調達資金合計 D 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注工費	千円	工賃収入	千円
人件費	千円	雑収入	千円
その他費用	千円		
利益	千円		
計	千円	計	千円

8. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金使 途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください。  
 (経営者本人が負担している保証債務も含まれます。)

10. 自己資金算定額

自己資金等	種 類		明 細		金 額
	普通預金	定期性預金			千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
	合 計				① 千円
借入金等	借入先	資 金 使 途	残存返済期間	年間返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
	合 計				② 千円
自己資金額 (①-②) =					③ 千円

1 1. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入ください）

1 2. （再挑戦支援保証の申込みの方はご記入ください）

廃止もしくは解散に至った経過や原因の詳細、またその経験を今回の開業にどのように活かすか等を具体的にお書きください。〔既に会社を設立されている場合、会社を設立された方（創業者）が廃止、解散等の経験をどのように活かしたかをお書きください。〕

○記載項目

1 0は必要に応じて記載。新規創業者の場合は1 2を除く。

# 創業計画書

(融資対象(4))

令和  
西暦

(どちらかに○印を付けてください)

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または  
代表者名

創業貸付の融資及びスタートアップ創出  
促進保証制度の申込みにあたり、以下のと  
おり創業計画書を提出いたします。

## 【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、北海道信用保証協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。

※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため  
情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】 ※当該欄は保証の申込みにあたって、取扱金融機関が記入すること。  
本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)				金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 2来店面談	<input type="checkbox"/> 3訪問面談	<input type="checkbox"/> 4その他( )	

## 1. 事業概要

会社名(予定含む)						
開業(予定)住所	電話 ( )					
設立登記(法人)	有 ・ 無		設立(予定)年月日	令和 西暦		
業 種			資 本 金	[会社設立予定を含む] 円		
許 可 等	(種類)	(根拠法)		[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]		
[許可等取得が必要な場合]	(許可・免許・登録・認証の別を記入)					
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先			
開業動機・目的						
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得						
[会社設立予定を含む] 出資者・出資額						
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先						





○添付書類(1期目未終了の創業者に限る)

自己資金額を確認できる次の資料(3-(1)に記載した場合に添付)

- ① 普通預金にあつては、預金通帳(照合表)等預金残高推移がわかるもの
- ② 定期預金にあつては、預入日、満期日が表示された証書及び預金残高推移がわかるもの
- ③ 有価証券にあつては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの
- ④ 敷金及び入居保証金にあつては、賃貸契約書、預り証等の差入金額の確認ができるもの
- ⑤ 申込前に導入した当該事業用設備にあつては、領収書等当該事業用設備導入のために支出した金額の確認ができるもの
- ⑥ 資本金又は出資金にあつては、株式払込金保管証明書又は出資払込金保管証明書
- ⑦ 上記①～⑥に掲げる自己資金以外の自己資金については、当該金額が確認できる客観的証明書類

# ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付

## 1 目 的

事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等又は道の経済政策上、特に重点的に取り組む分野における新事業の展開、新技術・新製品の開発、施設や設備の新增設などを行う中小企業者等に対し、事業の推進及び実施に必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の事業活動の発展に資する。

## 2 融 資 対 象

次の(1)から(10)のいずれかに該当し、別表1から13に定める取組を行うもの

- (1) 事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を推進しようとする中小企業者等

### 【政策サポート】

- (2) **食** 食の高付加価値化に資する新商品や新サービスの提供などの事業化に取り組む中小企業者等（別表1）
- (3) **国際** 新たに海外展開を図ろうとする中小企業者等又は海外展開を拡大しようとする中小企業者等（別表2）
- (4) **環境・エネルギー** 省エネルギー・新エネルギー、環境負荷の低減を図る施設等を導入する中小企業者等又は省エネ・新エネなど環境産業に係る新技術等の事業化を図る中小企業者等（別表3）
- (5) **ものづくり** ものづくりに関し、法令等の認定を受け、新分野進出や新製品の事業化に取り組む中小企業者等又は道外企業との協定に基づく災害時の代替生産などバックアップに資する事業に取り組む中小企業者等（別表4）
- (6) **商業** 法の認定を受けた商店街活性化事業など地域商業の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等（別表5）
- (7) **事業活性化**
- ア **経営革新**  
法に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に係る事業に取り組む中小企業者等（別表6）
- イ **雇用**  
新たな雇用を創出する事業、働き方改革の推進及び労働力の確保等に資する環境整備などに取り組む中小企業者等（別表7）
- ウ **生産性向上**  
生産性向上に向けた取組を行う中小企業者等（別表8）
- エ **IT活用**  
生産性向上、ビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大に向けたITツールの導入を行う中小企業者等（別表9）
- オ **表彰**  
表彰を受けた商品や取組の事業化に取り組む中小企業者等（別表10）

### 【ゼロカーボン】

- (8) ゼロカーボン北海道の実現に関し、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者等又は北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等（別表11）

### 【観光・企業立地】

- (9) **観光** 道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの（別表12）
- (10) **企業立地** 道内において工場、事業所等の施設の新増設を行うもので、北海道が行う企業立地促進費補助金の対象業種に係るもの等（別表13）

## 2-2 総則「第4 融資対象」の適用

第4ただし書きによる融資対象の適用の有無については、次のとおりとする。

融資対象区分	第4（融資対象）の適用の有無			備考
	(1) 中小企業者等要件	(2) 許認可要件	(3) 保証対象業種要件	
(1)～(4)	○	○	○	
(5)	○※	○	○	※融資対象（5）（別表4（2）イに限る）については、別表4（2）イにおける計画の認定を受けた特定事業者（ただし、信用保証協会の保証付きの場合は、特定事業者のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第19条1項の規定により中小企業者とみなされた特定事業者）についても対象に含める。
(6)	○	○	○	
(7)	○※	○	○	※融資対象（7）アについては、別表6における計画の認定を受けた特定事業者（ただし、信用保証協会の保証付きの場合は、特定事業者のうち、中小企業等経営強化法第22条1項の規定により中小企業者とみなされた特定事業者）についても対象に含める。
(8)	○	○	○	
(9)	×	○	○	
(10)	×	○	×※	※「植物工場」の新增設を行うもの限り、保証対象業種要件を適用しない

（注）ここにいう特定事業者とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条4項に規定するもの及び中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するものをいう。

## 3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2)～(7) 政策サポート	(8) ゼロカーボン	(9)・(10) 観光・企業立地
資金使途	事業資金			(9)事業資金 (10)設備資金
融資金額	8,000万円以内	1億円以内		8億円以内 (うち運転資金2億円以内)
融資期間	1年超10年以内 (うち据置1年以内)			運転資金(9)1年超10年以内 設備資金(9)1年超20年以内 (10)1年超15年以内 (うち据置2年以内)  (ただし、(9)の運転資金と設備資金の併用の場合は、20年以内)
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.3% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7% 10年以内 年1.9% [変動金利] 年1.3% (融資期間が3年を超える取扱いの)	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)		



	( 場合に限り )
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある。

#### 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」とし、申込みに必要な書類は、次に掲げる融資対象区分に応じ、それぞれ当該各欄に掲げるとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、本要領において定める書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

##### ●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	資金使途に係る事業実施 に必要な許認可証の写し	事業計画書	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	○	別紙第2-1号様式	
(2)食	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表1に定める
(3)国際	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表2に定める
(4)環境・エコロジー	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表3に定める
(5)ものづくり	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表4に定める
(6)商業	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表5に定める
(7)事業活性化	○	○	○	○	別紙第2-2号様式	別表6～10に定める
(8)ゼロカーボン	○	○	○	○	別紙第2-3号様式	別表11に定める
(9)観光	○	○	○	○	別紙第2-4号様式	
(10)企業立地	○	○	○	○	別紙第2-5号様式	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

#### 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道ステップ ( )
-----------

(注 (1)は ( ) 不要。(2)～(10)は、( ) に、「商業」などを記載する。ただし、(7)事業活性化については、「道ステップ (生産性向上)」などとする。)

別表 1 (食)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に基づき農商工等連携事業計画の認定を受けた者で計画に基づき事業化に取り組むもの (2) 上記(1)のほか、食料品製造業又は食料品小売業を営む中小企業者等が、食の高付加価値化に資する新商品や新サービスの提供などの事業化(設備投資や生産、販売、販路拡大等)により経営(付加価値額)の向上を図ろうとするもの	当該事業実施に必要な事業資金	(1)については、認定された計画書及び認定書の写し (2)については、売上・経営計画書(別紙第2-6号様式)

別表 2 (国際)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの (1) 海外市場へ新たに参入する又は取引拡大を図ろうとするもの (2) 自社の持つ技術や北海道の優位性を海外にPRするなど、海外からの投資促進等に資する取組を行うもの	海外との事業展開に必要な事業資金(販路開拓・拡大などのマーケティング経費や海外プロモーション経費、輸出品生産のための設備導入資金等)	海外展開等計画書(別紙第2-7号様式)

別表 3 (環境・エネルギー)

	融資対象	資金使途	添付書類
1	次のいずれかに該当する施設を導入するもの (1) 省エネルギー施設 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定めるエネルギーを効率的に使用する別表3-1に掲げる施設 (2) 新エネルギー施設 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定める別表3-2の新エネルギーを使用する施設 (3) 環境負荷低減を図る施設で、別表3-3に掲げる次の施設 ア 産業廃棄物処理・運搬施設 イ 特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 ウ 次世代自動車・低公害車及び燃料供給施設 エ 環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設	施設等導入に係る事業資金	・施設等の図面 ・1の(1)については、省エネルギー効果が明示された計画書又はパンフレット等 ・1の(3)については、(公財)北海道環境財団の確認書(別紙第2-8号様式)
2	省エネルギーや新エネルギーなど環境産業(※)に関する次のいずれかの新技術・新製品等の事業化に取り組むもの ア 国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けて研究開発したもの	新技術等の事業化に関する事業資金	・アについては、国又は地方公共団体等の補助金等の交付決定書 ・イについては、新製品の新規性に係る意見書(別

イ 技術・ノウハウ面で新規性を有するものとして公設の試験研究機関が認めた事業を行うもの	紙第2-9号様式)
ウ 新エネルギー供給施設（固定価格買取制度に基づく国の認定を受けているものに限る）	・ウについては、固定価格買取制度に基づく国の認定通知書

(※) 環境産業の対象分野

新エネルギー	新エネルギー関連機器等製造業、新エネルギー供給事業など
高断熱・高気密住宅	建築資材・部材製造業など
省エネルギー関連	省エネルギー関連機器等製造業など
次世代自動車関連	自動車部品製造業など
バイオマス	燃料等関連製造業、燃料等製造業など
環境保全	リサイクル製品製造業、環境対応型製品製造業など

別表3-1（エネルギーを効率的に使用する施設）

以下のエネルギーを効率的に使用する施設・設備。	
燃料	原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）、可燃性天然ガス、石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であって、燃料その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの
熱	上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）。（太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱は対象外）
電気	上記に示す燃料を起源する電気（太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気は対象外）

別表3-2（新エネルギーを使用する施設）

以下の新エネルギーを使用する施設・設備（これらに付属する設備を含む）。	
1	太陽電池を利用して発生させる電気
2	風力を利用して得られる電気
3	水力発電設備（出力3万キロワット以下の規模のものに限る。）で発生させる電気
4	雪氷を熱源とする熱
5	バイオマスを利用して得られる燃焼の用に供する物（薪炭及び紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）、熱又は電気
6	海水、河川水その他の水を熱源とする熱
7	波力を利用して得られる電気
8	潮汐を利用して得られる電気
9	太陽熱又はこれを利用して発生させる電気
10	地熱又はこれを利用して発生させる電気
11	工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又はこれを変換して得られる電気
12	再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、この表中では「法」という。）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を原材料とする燃焼の用に供する物又はこれを燃焼させて得られる熱若しくはこれを変換して得られる電気
13	使用済物品等（法第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気
14	発電と同時に得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
15	燃料電池を利用して発生させる電気を利用すること。

別表3-3 (環境負荷低減施設)

1	産業廃棄物処理・運搬施設 産業廃棄物を処理する施設(中間処理をする施設を含む。)又は埋立(管理型最終処分場に限る。)するもの、産業廃棄物を収納する容器を搭載した特殊車両(超高压吸引作業車、超強力吸引作業車を除く。)
2	特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 (1) 特定フロン等を洗浄剤又は冷媒として使用している施設から代替物質を使用する施設への転換 (2) 特定フロン等の排出を抑制するための施設の改修 (3) 特定フロン等を回収、保管するための機器・設備 (4) 上記(1)~(3)の施設等に付属する器具、機械、装置及び工作物(ただし、回収した特定フロン等を開放式の装置で洗浄剤として再利用する場合は除く。)
3	次世代自動車、低公害車及び燃料供給施設 (1) 次世代自動車(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又はクリーンディーゼル車)の導入 (2) ディーゼル貨物自動車(2.5トン以上)及びバス(定員11人以上)を廃車して、それと同程度かそれ以下の最大積載量又は定員の最新排出ガス規制適合車への買換 (3) 次世代自動車用燃料供給施設(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車)の燃料充てん設備並びにこれに付属する器具、機械、装置及び工作物)
4	環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設 現在稼働している施設を環境負荷低減型設備へ変換するための器具、機械、装置及び工作物

【(公財)北海道環境財団】札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤加藤ビル4階 (TEL 011-218-7811)

別表4 (ものづくり)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 北海道産業振興条例に基づき事業計画の認定を受けた者であって、製品開発などにより新分野・新市場進出等を目指す事業を行うもの	認定計画や補助金等により開発した新製品・新技術の事業化に関する事業資金(設備投資や販路拡大経費等)	・ 中小企業競争力強化促進事業における計画書並びに補助決定通知書 ・ 北海道中小企業応援ファンド助成金事業における助成事業計画書並びに助成金交付決定通知書
(2) 次の法律に基づく国等の認定等を受けた計画に係る事業を行うもの ア 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)(令和2年10月1日付廃止)※経過措置を受けて事業を行うものに限る。 イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)		国等の認定等を受けた計画書及び認定書等の写し
(3) 国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けた技術・製品の開発等の事業又は補助金等を受けて開発した技術・製品等を利用した事業を行うもの		補助金等の交付を受けた計画書及び交付決定書の写し

(4) 自ら開発した新製品又は他の者が開発した技術を応用した新製品を生産する事業等で技術・ノウハウ等の面で新規性を有するものとして公設の試験研究機関が認めた事業を行うもの		公設試験研究機関の意見書の写し（別紙第2－9号様式）
(5) 道外企業との協定等による災害時の代替生産など、バックアップに資する事業を行うもの	バックアップ生産を見据え新たに整備する設備資金、バックアップ生産受注に伴い一時的に発生する運転資金	道外企業との協定書等の写し

別表5（商業）

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 次の法律により認定を受け、その計画に基づく事業を行うもの ア 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」と言う。） イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）	当該計画に基づく事業の実施に必要な事業資金	活性化計画書の写し
(2) 市町村が認める中心市街地の区域内に新規出店等により商業等を推進する事業に取り組むもの	新規出店等に必要な事業資金	新規出店等に係る確認書（別紙第2－10号様式）
(3) 最近5カ年度以内に道の商業関連補助事業の支援を受けた事業に取り組むもの	事業実施に必要な事業資金	補助金等交付決定書の写し

別表6（事業活性化（経営革新））

融資対象	資金使途	添付書類
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に係る事業に取り組むもの	当該計画に基づく事業実施に必要な事業資金	経営革新計画に係る計画書及び承認書の写し

別表7（事業活性化（雇用））

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用事業主が地域の求職者や学卒未就職者などを一般被保険者として、新たに1人以上雇用し、新規事業を行うもの	事業展開に必要な事業資金	雇用保険の被保険者証（事業主控）や求人票写しなど雇用の増加を確認するために必要な書類
(2) 働き方改革推進のため、次の取組を行うもの ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」に基づく認定を受け、女性や高齢者など多様な人材の活躍の推進や仕事と家庭の両立支援といった就業環境の改善、付加価値や効率性の向上など生産性の向上に取り組むもの イ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和54年法律第98号）に規定する「ユースエール	当該取組に必要な事業資金  若者の職場定着に必要な事業資金	北海道働き方改革推進企業認定証の写し  「ユースエール認定企業」認定通知書の写し

認定企業」として国の認定を受けた企業が若者の職場定着に資する環境整備に取り組むもの		
ウ 北海道保健福祉部が実施する「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受け、障がい者の雇用に資する環境整備に取り組むもの	当該取組に必要な事業資金	障がい者就労支援企業認証書の写し

別表 8 (事業活性化 (生産性向上))

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた「新技術等実証計画」に係る事業に取り組むもの	当該計画に基づく事業の実施に必要な事業資金	国の認定を受けた計画書及び認定書の写し
(2) 中小企業等経営強化法に基づき、経済産業大臣の同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村長の認定を受けた「先端設備等導入計画」に係る事業に取り組むもの	当該計画に基づく事業の実施に必要な事業資金	市町村長の認定を受けた計画書及び認定書の写し
(3) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成20年法律第33号。以下「中小企業労働力確保法」という。）に基づき知事の認定を受けた「雇用管理改善計画」に基づき、労働改善のため次の項目に取り組むもの [職場環境の改善] ①職場環境改善の点で、より性能の優れている設備の導入・拡充 ②空調設備、遮音壁、防振装置、集塵装置等補助的な設備の導入・拡充 ③作業負荷軽減のための設備又は技術の導入 ④職場環境の改善に資する技術開発 [福利厚生施設の充実] 社宅・独身寮、食堂、保健施設、託児施設、研修施設、スポーツ施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備 [その他の雇用管理の改善] 募集・採用の改善、教育訓練の充実、人事管理制度の見直しなど	当該取組に必要な事業資金	中小企業労働力確保法に基づき認定を受けた雇用管理改善計画書の写し
(4) 「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(※)において宣言を公表しているもの	・ 価格転嫁等の取引適正化の取組に必要な事業資金 ・ その他、宣言に伴い必要な事業資金	「パートナーシップ構築宣言」の写し

(※)「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>)

別表 9 (事業活性化 (IT活用))

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 業務効率化などによる生産性向上に向けた I	ITツールの導入に係る	

Tツール（※1）の導入を行うもの ----- (2) デジタル技術を活用したビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大に向けたITツール（※1）の導入を行うもの ----- (3) 「情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づく経済産業大臣の認定（DX認定制度）を受けたもの	事業資金  情報処理システムの設計 または開発もしくは導入 に必要な事業資金	認定申請書及び認定通知書の写し 情報処理システムの運用及び管理に関する計画書
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	-------------------------------------------

（※1）ITツール

ITツールとは、情報技術（IT）に関する製品及びサービス（「ハードウェア」、「ソフトウェア」、「クラウドサービス」、「オプション」、「役務」及び「システム開発」など）のことを指す

### 別表10（事業活性化（表彰））

融資対象	資金使途	添付書類
道の次の表彰等を受けたもの ・新商品トライアル制度 ・北海道新技術・新製品開発賞 ・北海道食品機能性表示制度 ・北のハイグレード食品選定商品 ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	表彰を受けた商品や技術等の事業化に必要な事業資金（設備投資や販路拡大経費等）	表彰等を受けた賞状・認定書等の写し

### 別表11（ゼロカーボン）

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの ----- (1) 「ゼロカーボン・チャレンジャー（※1）」に登録したもの ----- (2) 北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」について、知事への提出を要する特定事業者であるもの ----- (3) 北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者排出量簡易報告書」について、知事への提出を行ったもの	脱炭素化の取組に必要な事業資金（※2）	「ゼロカーボン・チャレンジャー宣誓書」の写し ----- ・「事業者温室効果ガス削減等計画書」を提出したものであることが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書 ・「事業者温室効果ガス削減計画実績報告書」を提出したものであることが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書（※3） ----- 「事業者排出量簡易報告書」を提出したものであることが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書

（※1）「ゼロカーボン・チャレンジャー」（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/106794.html>）

（※2）資金使途とする事業資金は、温室効果ガス排出量の削減など脱炭素化の取組を行うにあたって必要となる経費とする。

（※3）初めて「事業者温室効果ガス削減等計画書」を提出した特定事業者であるため、まだ実績報告書の提出義務が生じていない者については提出を要しない。

別表 1 2 (観光)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 別表 1 2-1 に掲げる観光施設の新増設を行うもの(旅館業法、食品衛生法、消防法など関係諸法令の適用を受ける施設については、それら法令で定める基準に適合したものに限る。)	新増設に伴う設備資金並びに新増設に伴い必要な運転資金	
(2) 観光客の受入体制の整備について、以下に該当するもの	受入体制の整備に必要な事業資金	
① W i - F i 環境の整備		
② 多言語標記の案内板の設置		
③ 多言語対応ホームページの新規作成やリニューアル		
④ 外国人観光客対応の人材確保・育成		
⑤ その他観光客の受入体制整備に関するもの		

別表 1 2-1 (観光施設)

1	宿泊施設	観光旅館・ホテル、民宿、ペンション等
2	温泉保養施設	露天風呂、クアハウス等
3	交通施設	観光貸切バス、遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等
4	休憩食事施設	レストラン、ドライブイン、観光会館等
5	観光土産品販売施設	観光土産館、観光土産品店等
6	文化施設	博物館、郷土資料館、植物園、動物園、水族館等
7	展望施設	展望台、展望塔等
8	野外活動施設	スキー場、スケート場、遊園施設、野営場、遊泳場、釣魚施設、船遊施設、乗馬施設等
9	その他	その他観光施設として認められたもの

別表 1 3 (企業立地)

融資対象	資金使途	添付書類
次のいずれかに該当するもの		
(1) 次の業種(北海道が行う企業立地促進費補助金の対象業種)に係る事業所の新増設を行うもの(詳細は取扱細目のとおり) 製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業)、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業(供給業・製造業)	新増設に係る設備資金	
(2) 本社機能移転を行うもの(詳細は取扱細目のとおり)		



## 別表 13 (企業立地) 取扱細目

### 1 融資対象について

- (1) 「成長産業分野に関連する業種」は、次のとおりとする。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、基盤技術産業、食関連産業、新エネルギー関連産業（供給業・製造業）

- (2) 高度物流関連事業（成長産業分野に関連する業種に限る。）の取扱いは、次のとおりとする。

成長産業分野に関連する業種であって、次の要件をいずれも満たす施設を新增設する者（施設を設置する者と操業する者が異なる場合を含む）。

ア 容積が5,000m<sup>3</sup>以上の一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫もしくは貯蔵槽倉庫又は容積が3,000m<sup>3</sup>以上の冷蔵倉庫（食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有するもの

イ 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システムなど自動又は遠隔制御を行ういずれかの設備を有するもの

ウ データ交換システムを有するもの（取引先と商取引に関するデータを電子的に交換するもの）

エ 流通加工の用に供する設備を有するもの

オ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム若しくは、外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システムを有するもの

- (3) データセンターの取扱いは、次の事業を行う事業所等を新增設する者とする。

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）

- (4) コールセンター事業の取扱いは、次に掲げる業務に係る事業を行う事業所等を新增設する者とする。

ア 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

（ア）商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

（イ）新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

イ アの業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

- (5) 植物工場の取扱いは、次の要件のいずれかを満たす施設とする。

ア 工場と一体的に展開し、養液栽培を行うものであって、熱や電力等の融通により、エネルギーの有効活用を図るもの

イ 実証機能を有し、養液栽培を行うものであって、地中熱や温泉熱等の新エネルギーの活用やコジェネレーション等の先進的な省エネルギー設備を導入するもの

- (6) 新エネルギー関連産業（供給業）の取扱いは、次のとおりとする。

風力、水力、地熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）をエネルギー源とした発電事業であって、道内に本店を設置して事業を行うこと

- (7) 新エネルギー関連産業（製造業）の取扱いは、上記(6)に掲げる発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。

発泡・強化プラスチック製品製造業、暖房装置・配管工事用附属品製造業、ボイラ・原動機製造業、一般産業用機械・装置製造業

- (8) 本社機能移転（設備投資を行うものに限る）の取扱いは、次のとおりとする。

道外から道内へ本社機能（本店登記されている住所に設置されている事業所における総務・人事・経理・企画・研究開発部門などの中枢機能）の全部又は一部を移転するため、道内に新たに本社機能を有する事務所又は事業所を設置するものであって、設備投資を行うものに限る。

### 2 事業所の増設について

増設に伴う投資額が2,500万円以上であって、直接的な製造能力の増加や研究開発機能の拡充が認められる場合に限り融資の対象とする。

### 3 札幌市内における融資対象の特例について

- (1) 融資対象に掲げる業種のうち、製造業に係る事業所の新增設にあつては、工業団地又は工場適地に限り融資対象とする。
- (2) 新エネルギー関連産業（供給業）は融資対象としない。
- (3) 本社機能移転（設備投資を行うものに限る）は融資対象としない。

## ステップアップ貸付の融資に係る事業計画書 (融資対象(1))

年 月 日

## 1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電 話	
業 種	資本金	千円	従業員
			人 (他パート 人)

## 2 ステップアップ計画の内容 (計画の目的は、該当する項目を○で囲むこと)

区分	事業規模の拡大	経営の効率化	そ の 他
計 画 の 目 的	①売上高 (完成工事高) の増大 ②製造能力の増大 ③処理能力の増大 ④従業員数の増加 ⑤事業所数の増加	①処理工程の減少 ②納期 (工期) の短縮 ③ I T 化 ④外注費の減少 ⑤人手不足対策	※具体的に記載
具 体 的 方 法			

## 3 資金計画

設 備 資 金	区 分	内 容 (型式、構造、性能等)	数 量	単 価	金 額
				千円	千円
	計				
運 転 資 金	使 途		金 額	備 考	
			千円		
	計				

## 4 計画による効果

(単位：千円)

	前期(直近の決算)	今 期	翌 期	翌々期	特記事項
売上高等					
経常利益					
当期利益					
従業員数					



ステップアップ貸付（ゼロカーボン）の融資に係る事業計画書  
(融資対象(8) ゼロカーボン)

年 月 日

1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電 話	
業 種		資本金	千円
		従業員	人 (他パート 人)

2 事業計画

事業の概要	
-------	--

3 資金計画

設 備 資 金	工 期			
	建設場所			
	敷地面積			
	建物構造			
	区 分	内 容 (型式、構造、性能等)	数 量	単 価 千円
	計			
運 転 資 金	使 途	金 額 千円	備 考	
	計			

ステップアップ貸付（観光・企業立地）の融資に係る事業計画書  
（融資対象(9) 観 光）

年 月 日

企業名		代表者名		連絡先	氏名	
					TEL	
所在地	(本社)	(事業所)		(新增設先)		
設立年月日	年 月 日	資本金	万円		業 種	
設立経過						
事業概要	目的・内容等					
設 備 計 画	区 分	現 況		計 画		
	工 期					
	建設場所					
	敷地面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
	建物構造					
	区 分	内 容（型式、構造、性能、寸法等）		数 量	単 価	金 額
				千円	千円	
	計					
運 転 資 金 計 画	使 途			金 額		備 考
				千円		
	計					

(注) 建設地が自然公園区域内である場合は、自然公園法に基づく許可書の写しを添付すること。

ステップアップ貸付（観光・企業立地）の融資に係る事業計画書  
（融資対象(10) 企業立地）

年 月 日

企業名		代表者名		連絡先	氏名		
					TEL		
所在地	(本社)	(事業所)		(新增設先)			
設立年月日		資本金		業種			
設立経緯							
新增設の目的							
新增設区分	新設	着工予定	年 月 日	操業開始予定	年 月 日		
	増設	新設時（前回増設時）操業開始日		年 月 日			
設備（施設）の概要	区分	現況		計画			
	工期						
	建設場所						
	敷地面積						
	建物構造						
	使用区分						
生産能力							
設備（施設）の所要資金	区分	内容(型式、構造、性能、寸法等)		数量	単価(千円)	金額(千円)	
	計						
生産計画	製品名	現状(最近1年間)		1年次		2年次	
		数量	金額(千円)	数量	金額(千円)	数量	金額(千円)
	計						
雇用計画	区分	従業員数(人)		従業員数(人)		従業員数(人)	
	男						
	女						
	計						

(注) 融資対象(2)の場合、生産計画についての記載は不要。

(別紙第2-6号様式)

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る売上・経営計画書  
（融資対象(2) 食

年 月 日

企業名		代表者	
所在地		電 話	

(単位：円)

	直近期末	3年後	5年後
売 上 高			
主 な 経 費			
材 料 費			
人 件 費 A			
減価償却費 B			
外 注 費			
販 管 費(A)を除く			
その他費用			
営 業 利 益 C			
付加価値額 D (A+B+C)			

※ 当該融資に係る事業分について、記載すること。

※ 「直近期末<3年後」若しくは「直近期末<5年後」であること。



(別紙第2-7号様式)

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る海外展開等計画書  
（融資対象(3) 国 際）

年 月 日

企業名		代表者	
所在地		電 話	

融 資 対 象	(1) 海外市場へ新たに参入する又は取引拡大を図ろうとするもの
	(2) 自社の持つ技術や北海道の優位性を海外にPRするなど、海外からの投資促進等に資する取組を行うもの

※どちらかに○を付けてください。

1 融資対象(1)について

海外市場参入等に関する事業の概要			
本事業で取り扱う製品・商品等の概要			
生産（販売）計画	直近期末	翌 期	翌々期
製 品 名	数量又は金額	数量又は金額	数量又は金額

2 融資対象(2)について

海外からの投資促進等に向けた取組内容		
事 業 実 施 スケジュール	年 月	実 施 内 容
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る  
環境への負荷低減施設等の導入確認書  
(融資対象(4) 環境・エネルギー)

企 業 名		代表者名		連絡先	(担当者) 電話
所 在 地				業 種	
計画の概要					
設備の内容	名 称	型式、能力等	数 量	金 額	
				千円	
	計				
計画実施による環境への負荷低減効果  (既存設備に比 した効果等)					

(注) 当該設備のパンフレット、仕様書等を添付すること。

本計画で設置される設備が環境への負荷を低減させる施設等に該当することを認めます。

年 月 日

(公財) 北海道環境財団理事長

印

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る  
新製品等の新規性に係る意見書  
(融資対象(4) 環境・エネルギー、(5) ものづくり)

企 業 名		代 表 者 名		連 絡 先	(担当者) 電 話
所 在 地				業 種	
事業の概要					
【意見欄】					

年 月 日

公設試験研究機関の長

印

ステップアップ貸付（政策サポート）の融資に係る  
中心市街地への新規出店等に係る確認申請書  
(融資対象(6) 商 業)

年 月 日

市町村長 様

申請者  
住 所 \_\_\_\_\_  
企業名  
代表者名 \_\_\_\_\_

中小企業総合振興資金「ステップアップ貸付（政策サポート）」の融資を受けるに当たって、以下の新規出店等計画の場所が貴市町村における中心市街地にあることの確認を受けたいので、申請します。

新規出店等の形態 (該当する区分を ○で囲むこと)	①新規出店 ②規模の拡大 ③新分野への進出・新事業展開等
新規出店等の場所	
事業の概要	

(注) 出店場所を示す図面を添付すること。

確 認 書

上記の出店場所について、以下のとおり確認しました。

出店場所は、 ①中心市街地活性化法による認定中心市街地の区域内 ②条例や計画等により中心市街地として位置づけている区域内 (計画等の名称： _____ ) ③計画等に位置づけていないが、中心市街地として商業集積の促進を図る必要がある区域内 (中心市街地とする理由： _____ ) に位置しています。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※該当する区分を○で囲んだ上で、必要事項を記載すること。

年 月 日

市町村長

印

# ライフステージ対応資金 事業承継貸付

## 1 目的

事業承継に取り組む中小企業者等に対し、必要な事業資金の調達を円滑にすることにより、企業の事業活動の継続、発展及び経営の安定に資する。

## 2 融資対象

- (1) 事業承継に取り組む中小企業者等
- (2) 国の全国統一保証制度である事業承継特別保証の対象となる中小企業者等

### 2-2 総則「第4 融資対象」の適用

第4ただし書きによる融資対象の適用の有無については、次のとおりとする。

融資対象区分	第4（融資対象）の適用の有無			備考
	(1) 中小企業者等要件	(2) 許認可要件	(3) 保証対象業種要件	
(1)	○※	○	○	※特定経営承継（準備）関連保証を受けた個人についても対象とする
(2)	○	○	○	

## 3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2)
資金用途	事業資金 (借換に要する資金を含む)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	1年超10年以内（うち据置1年以内）	
融資利率	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%	[変動金利] 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある。	すべて信用保証協会の保証付きとする。

## 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

### ●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	資金使途に係る事業実施 に必要な許認可証の写し	調書 (別紙第3号様式)	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	○	○	
(2)	○	○	○	○		取扱細目に定める

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

## 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道事業承継

## 取扱細目

### 1 融資対象(1)について

#### (1) 制度の適用

融資対象は次のいずれかに該当するものとする。

- ア 後継者（親族・従業員・第三者）が先代から事業を引き継ぐもの（同一事業所内の承継）
- イ 事業継続が困難となった事業者等から事業を引き継ぐもの（他の事業所からの承継）

#### (2) 資金使途

資金使途とする事業資金は次のとおりとする。

- ア 会社である中小企業者における議決権株式の取得資金
- イ 事業用資産等の取得資金
- ウ 個人である中小企業者における事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- エ 事業を引き継いで事業転換や新分野へ進出（第2創業）するための事業資金
- オ その他事業の承継に必要な資金

### 2 融資対象(2)について

#### (1) 制度の適用

信用保証協会の事業承継特別保証の対象となる中小企業者等とは、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウに該当する中小企業者等とする。

- ア 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
- イ 令和2年（2020年）1月1日から令和7年（2025年）3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。
- ウ 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率（注2）が10倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと

（注1）申込日が危機関連保証が発動されている期間である場合は、危機指定期間の始期の前日を基準とする。

（注2）E B I T D A有利子負債倍率 = (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

#### (2) 取扱金融機関

総則第8-3（別表1）に定める金融機関のうち、既に申込中小企業者等と与信取引を有しているものに限る。

#### (3) 資金使途

資金使途とする事業資金は次のとおりとする。

- ア (1)アに該当する中小企業者等にあつては、保証人（個人に限る。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの
- イ (1)イに該当する中小企業者等にあつては、事業承継前における保証人（個人に限る。）を提供している既往借入金の返済資金

#### (4) 添付書類

- ア 事業承継計画書
- イ 財務要件等確認書
- ウ 借換債務等確認書（既往借入残高を借り換える場合）
- エ 他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入残高を含む既往借入残高を借り換える場合）
- オ ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（北海道中小企業活性化協議会（※1）及び北海道事業承継・引継支援センター（※2）による確認を受け保証料率の軽減を受ける場合）

(※1)

名 称	連 絡 先 等
北海道中小企業活性化協議会	〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センター6階 TEL 011-222-2829 FAX 011-222-6162

(※2)

名 称	連 絡 先 等
北海道事業承継・引継ぎ支援センター	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル5階 TEL 011-222-3111 FAX 011-222-3811

## 事業承継貸付の融資に係る調書

年 月 日

## 1 承継企業の概要

企業名				代表者名			
本店所在地							
資本金			従業員数			決算期	
創業年月日	法人・個人 年 月						
事業内容	業種名						
	製品(商品)名						
	年間売上高						
株主構成 出資比率等	-----		%	-----		%	
	-----		%	-----		%	
被承継者との関係	<input type="checkbox"/> 親族等(続柄: ) <input type="checkbox"/> 従業員等(役職名 ) <input type="checkbox"/> その他( )						

## 2 被承継企業の概要(他事業所からの承継の場合)

企業名				代表者名			
本店所在地							
資本金			従業員数			決算期	
創業年月日	法人・個人 年 月						
事業内容	業種名						
	製品(商品)名						
	年間売上高						
株主構成 出資比率等	-----		%	-----		%	
	-----		%	-----		%	
借入金の状況							

## 3 計画の概要

承継の形態						
承継の理由 (目的・効果等)						
承継の スケジュール	-----					
	-----					
	-----					
	-----					
承継する資産・ 負債の内容						
承継の完了時期	年 月(予定)					

※ 本様式については、標準様式につき、既存で作成した「事業承継計画」がある場合には、当該計画を添付しても差し支えない。



# ライフステージ対応資金 企業体質強化貸付

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に財務状況が悪化するなど、経営の維持に支障を来している若しくは支障を来す懸念のある中小企業者に対し、国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証を利用して、再生に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の維持・安定に資する。

## 2 融資対象

- (1) 【資本性ローン協調】株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等
- (2) 信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の対象となる中小企業者等（(1)を除く）

## 3 融資条件等

### (1) 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融 資 対 象	(1) 資本性ローン協調	(2)
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換えに要する資金を含む）	
融 資 金 額	4億円以内	1億円以内
融 資 期 間	1年超15年以内（うち据置5年以内）	
融 資 利 率	金融機関所定の利率	
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとする。 ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内とする。	すべて信用保証協会の保証付きとする。

### (2) 融資取扱期間

融資対象(1)の取扱いは、令和6年(2024年)12月31日までとする。（ただし、取扱期間経過後であっても、12月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものについては、対象となる。）

## 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

### ●添付書類

決算書等 2期分 <sup>(※1)</sup>	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は契約書	その他必要と認める書類
○	○	○	事業再生計画書、経営者保証免除対応確認書（※2）

(※1) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

(※2) 経営者保証免除対応を適用する場合

## 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道体質強化

## 取扱細目

### 1 保証種別について

本貸付における「経営改善サポート保証」とは、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」をいう。

### 2 融資対象について

信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の対象となる中小企業者等とは、次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等とする。

ただし、産業競争力強化法第2条第23項に規定する中小企業者、かつ、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者が対象となるため、医業を主たる事業とする法人や特定非営利活動法人などは対象とならない。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書または同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画
- (12) 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

### 3 融資対象(1)について

#### (1) 協調融資

融資対象(1)【資本性ローン協調】の取扱いは、保証付き融資と保証なし融資（金融機関固有貸し）の協調融資により行うものとし、融資条件については、原則として次のとおりとする。

ア 保証なし融資の金額は、保証付き融資の金額（責任共有制度の対象（負担金方式または部分保証方式）

あるいは対象外の別を問わず、当該保証に係る借入金額をいう。）と同額以上とする。

イ 融資期間、融資利率、償還方法、担保等については同一とする。

ウ 融資の実行の期日及び返済の期日は同一とする。

エ 融資期間中の債権管理・保全については、同等の取扱いを行うこととする。

オ 保証の申込みにあたって、取扱金融機関は所定の申込書類のほか、「取扱細目別記第1号様式」を添付することとする。

#### (2) 対象区分間の併用

融資対象(1)及び(2)の要件をいずれも満たす中小企業者等にあつては、それぞれの融資条件に従った上で併用を可能とする。ただし、1事業者あたり利用限度額は、両区分並びに保証付き融資及び保証なし融資（いずれも既往の融資残高と新規融資額を合計した額）の合算で4億円以内とする。

### 4 事業再生計画書について

事業再生計画書は、取扱細目2に掲げる計画であつて、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

- (4) 融資対象(1)【資本性ローン協調】に係る再生計画は、次のア及びイをいずれも満たすもの
- ア 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関(※)による計画策定支援を受け、2(11)の経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された計画であること
- (※) 取扱金融機関が認定経営革新等支援機関である場合、当該取扱金融機関が単独で事業再生計画の策定支援を行う場合を含むものとする。
- イ 計画実施に必要な新規借入として、本貸付及び日本政策金融公庫の新型コロナ対策資本性劣後ローンがいずれも含まれていること

#### 5 経営者保証免除対応について

次の要件をいずれも満たす場合、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することとする。

- (1) 令和2年(2020年)1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算書までのいずれかにおいて資産超過であること
- (2) 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

#### 6 取扱金融機関の責務等について

本貸付の取扱いに係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱」に定めるとおりとする。

企業体質強化貸付 融資条件申込表  
(融資対象(1) 資本性ローン協調)

年 月 日

(金融機関名)

代表者名 \_\_\_\_\_

「企業体質強化貸付」の保証委託申込みにあたり、融資条件を次のとおりとします。

(融資申込者)

協調融資条件	申込金融機関固有貸付	信用保証協会保証付貸付
融資金額	円 (協調融資割合5割以上)	円 (協調融資割合5割以内)
資金使途		
貸付予定日	年 月 日	年 月 日
期 日	年 月 日	年 月 日
貸付形式	手形貸付・証書貸付	手形貸付・証書貸付
返済方法		
担保	有 ・ 無	有 ・ 無
連帯保証人		
その他条件		

注1：申込金融機関固有融資と保証付融資の実行および回収等は原則として同時とし、融資内容も同様とする。

注2：担保については、相互に同順位同条件とする。

注3：追加担保の申し受け、強制執行の手続き等債権保全措置を行う場合には、相互に同等の手続きを行うこととする。

# 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付

## 1 目的

景気の低迷や原料等価格の高騰、取引先企業の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の経営破綻、構造不況の影響、災害、大規模な経済危機など、経営環境の変化等により経営に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の維持・安定に資する。

## 2 融資対象

(1) 景気の低迷等の影響を受け、次のアとイのいずれにも該当する中小企業者等

ア 次の(7)から(エ)のいずれかに該当するもの

- |      |   |                                                                           |
|------|---|---------------------------------------------------------------------------|
| 売上減少 | { | (7) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少しているもの                                    |
|      |   | (イ) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少しているもの |
| 利益減少 | { | (ウ) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの                                 |
|      |   | (エ) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少しているもの                                        |

イ 中長期的には、業況が回復し発展することが見込まれ、次の(7)と(イ)のいずれにも該当するもの

- (7) 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないもの  
 (イ) 売上高が2年以内に前年同期の水準に回復することが見込まれるもので、かつ、経常利益の増加が見込まれるもの

(2) 【原料等高騰】 原料等価格の高騰の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者等

ア 最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（以下、「売上原価率等」という。）が前年同期に比べ増加しているもの

イ 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの

ウ 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの

(3) 【認定企業】 取引先企業の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の経営破綻、構造不況の影響、大規模な経済危機などにより、経営に支障が生じている次のいずれかに該当する中小企業者等

ア セーフティネット保証制度・危機関連保証制度対応 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの

イ 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により経営に影響を受けたもの

(4) 【災害復旧】 災害等の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者等

ア セーフティネット保証制度・危機関連保証制度対応 災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの

イ 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けているものであって、道が認めた地域内に事業所を有するもの

## 3 融資条件等

(1) 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2)原料等高騰	(3)認定企業	(4)災害復旧
資金用途	事業資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む)	ア、イ 運転資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む) ウ 設備資金	事業資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む)	設備資金 運転資金 (道制度融資の借換えに要する資金を含む)

融 資 金 額	5,000万円以内	1億円以内	2億円以内	設備8,000万円以内 運転5,000万円以内
融 資 期 間	1年超10年以内 (うち据置2年以内)		1年超10年以内 (うち据置3年以内)	1年超10年以内 (うち据置2年以内)
融 資 利 率	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% [融資期間が3年を超 える取扱いの場合 に限る]	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)		
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。			
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証に付する ことがある。	すべて信用保証協会の保証付きとする。		

(2) 融資取扱期間

- ・融資対象(1)、(2)：令和7年(2025年)年3月31日まで
- ・融資対象(3)ア、(4)ア：中小企業信用保険法の指定の期間内(ただし、融資実行日が指定の期間経過後であっても、市町村長の発行する認定書の有効期間内に北海道信用保証協会への保証申込みが行われている場合は、対象となる。)
- ・融資対象(3)イ、(4)イ：適用の都度道が定める期間内

4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」((3)アは「直接申込み」も可)とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

●添付書類

融資対象(1)

融資対象 区 分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又 は契約書	事業計画書 (別紙第4号様式)	事業計画書 (別紙第4-2号様式)	その他必要と認める書類
ア(7)・(イ)	○	○	○	○		
ア(ウ)・(エ)	○	○	○		○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等(提出可能な決算書等がない場合は不要)及び直近の試算表とする。

融資対象(2) 原料等高騰

融資対象 区 分	決算書等 2期分(※1)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又 は契約書	事業計画書 (別紙第5号様式)	事業計画書 (別紙第5-2号様式)	その他必要と認める書類
ア	○	○		○(※2)		
イ	○	○			○	
ウ	○	○	○	○(※3)		取扱細目で定める

(※1) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等(提出可能な決算書等

がない場合は不要)及び直近の試算表とする。

(※2) 融資対象アについて、特定中小企業者認定要領(昭和41年1月20日付け41企庁第53号)4-(5)-(ロ)の基準により市町村長の認定を受けた中小企業者は、事業計画書の添付を要しないものとする。

(※3) 融資対象ウの事業計画書については、別紙第5号様式または別紙第5-2号様式のいずれかを添付することとする。

#### 融資対象(3) 認定企業

融資対象区分	決算書等2期分(※)	登記簿謄本(登記事項証明書)	(設備資金の場合)見積書又は契約書	調書(別紙第6号様式)	その他必要と認める書類
ア	○	○	○		市町村長の認定書
イ	○	○	○	○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等(提出可能な決算書等がない場合は不要)及び直近の試算表とする。

#### 融資対象(4) 災害復旧

融資対象区分	決算書等2期分(※)	登記簿謄本(登記事項証明書)	(設備資金の場合)見積書又は契約書	調書(別紙第7号様式)	その他必要と認める書類
ア	○	○	○	○	市町村長の認定書
イ	○	○	○	○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等(提出可能な決算書等がない場合は不要)及び直近の試算表とする。

### 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

(1) 融資対象(1)について

道経環

(2) 融資対象(2)について

道原料

(3) 融資対象(3)について

道認定

(4) 融資対象(4)について

道災害( )

(注) ( )は、適用の都度指定する。

### 取扱細目

#### 1 融資対象(1)について

(1) 融資対象(1)イの「中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる者」が業況の回復・発展のための方法として行う事業又は措置の内容については、次のいずれかの事業区分に該当するものとする。

事業区分	事業又は措置の内容
1 新たな事業の分野への進出に関する事業	現在行っている事業とは異なる分野の事業を行うことであり次の事業を実施又は計画しているもの ① 事業の転換 ② 事業の多角化 ③ 新たな事業の分野への進出のための事業
2 事業の合理化に関する事業	現在行っている事業について効率化を図ることであり、次の事業を実施又は計画しているもの ① 技術者等の人材の養成(研修への参加、講師の招へい教育用機材の購入等を含む。)

	② 機能又は品質の向上、生産費の低下等に寄与する生産設備等の合理化
3 事業規模の適正化に関する措置	事業規模を縮小するための不用資産、不用設備の処分等を実施するもの
4 その他の措置	将来行われるべき新分野進出等の企業経営の調整に関する基本的な方針を有しているものがその企業経営の調整を図っていく上で必要となる、次の措置を実施するもの ① 受注減少による固定費負担増加、売上減少による滞貨増加、為替相場の変動による為替差損等に対処する措置 ② 取引先との安定した取引関係の維持を図るための支払条件、回収条件の変更等に対処する措置 ③ 原材料費、買掛債務等に関する各種債務の整理

(2) 融資対象(1)アの「最近3か月」とは経営環境変化対応貸付の融資に係る事業計画書を作成した日から起算して1年前の日以降の日を始期とする連続する3か月をいい、「前年度」とは直近の決算期間もしくは直近の1年間をいい、「前々年度」とは「前年度」の前1年間をいう。

## 2 融資対象(2)について

- (1) 「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」については、原料等価格の高騰の影響を受けている費目に限り計上することとし、人件費や減価償却費等は除くものとする。
- (2) 融資対象(2)アの「最近3か月」とは、経営環境変化対応貸付（原料等高騰）の融資に係る事業計画書を作成した日から起算して1年前の日以降の日を始期とする連続する3か月をいう。
- (3) 融資対象(2)イの「最近1か月」は、最も遡って、経営環境変化対応貸付（原料等高騰）の融資に係る事業計画書を作成した日から起算して4月前の日の属する月とすることができる。
- (4) 融資対象(2)ウの「原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等」とは、融資対象(2)ア又は(2)イの要件に該当する中小企業者等をいい、「省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等」とは、下表に掲げる施設等をいう。

なお、省エネルギーに資する施設等については、省エネルギー効果が明示された計画書又はパンフレット等、「環境への負荷を低減させる施設等」の設置に係る融資の申込みにあたっては、(公財)北海道環境財団の確認書（別紙第2－8号様式）を添付すること。

【(公財)北海道環境財団】札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤加藤ビル4階 (TEL 011-218-7811)

1. 省エネルギーに資する施設等	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定めるエネルギーを効率的に使用する別表1に掲げる施設
2. 新エネルギーを使用する施設	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定める新エネルギーを使用する別表2に掲げる施設
3. 環境への負荷を低減させる施設等	環境負荷低減を図る施設で、別表3に掲げる次の施設 ア 産業廃棄物処理・運搬施設 イ 特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 ウ 次世代自動車・低公害車及び燃料供給施設 エ 環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設

別表1 (省エネルギーに資する施設)

以下のエネルギーを効率的に使用する施設・設備。	
燃料	原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）、可燃性天然ガス、石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であって、燃料その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの
熱	上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）。（太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱は対象外）
電気	上記に示す燃料を起源する電気（太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源とし



ない電気のみであることが特定できる場合の電気は対象外)

別表2 (新エネルギーを使用する施設)

以下の新エネルギーを使用する施設・設備（これらに付属する設備を含む）。	
1	太陽電池を利用して発生させる電気
2	風力を利用して得られる電気
3	水力発電施設（出力3万キロワット以下の規模のものに限る。）で発生させる電気
4	雪氷を熱源とする熱
5	バイオマスを利用して得られる燃焼の用に供する物（薪炭及び紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）、熱又は電気
6	海水、河川水その他の水を熱源とする熱
7	波力を利用して得られる電気
8	潮汐を利用して得られる電気
9	太陽熱又はこれらを利用して発生させる電気
10	地熱又はこれを利用して発生させる電気
11	工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又はこれを変換して得られる電気
12	再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、この表中では「法」という。）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を原材料とする燃料の用に供する物又はこれを燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気
13	使用済物品等（法第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気
14	発電と同時に得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
15	燃料電池を利用して発生させる電気を利用すること。
16	天然ガス、メタノール又は電気を自動車の動力を得ることに利用すること。

別表3 (環境負荷低減を図る施設)

1	産業廃棄物処理・運搬施設 産業廃棄物を処理する施設（中間処理をする施設を含む。）又は埋立（管理型最終処分場に限る。）するもの、産業廃棄物を収納する容器を搭載した特殊車両（超高压吸引作業車、超強力吸引作業車を除く。）
2	特定フロン等の転換、排出抑制、回収施設 (1) 特定フロン等を洗浄剤又は冷媒として使用している施設から代替物質を使用する施設への転換 (2) 特定フロン等の排出を抑制するための施設の改修 (3) 特定フロン等を回収、保管するための機器・設備 (4) 上記(1)～(3)の施設等に付属する器具、機械、装置及び工作物（ただし、回収した特定フロン等を開放式の装置で洗浄剤として再利用する場合は除く。）
3	次世代自動車、低公害車及び燃料供給施設 (1) 次世代自動車（電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又はクリーンディーゼル車）の導入 (2) ディーゼル貨物自動車（2.5トン以上）及びバス（定員11人以上）を廃車して、それと同程度かそれ以下の最大積載量又は定員の最新排出ガス規制適合車への買換 (3) 次世代自動車用燃料供給施設（電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車）の燃料充てん設備並びにこれに付属する器具、機械、装置及び工作物
4	環境負荷低減型生産プロセスへの転換施設

### 3 融資対象(3)アについて

中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等（危機関連保証を利用する場合）に係る融資期間（据置期間）については、要領の定めによらず「（うち据置2年以内）」とする。

### 4 融資対象(3)イについて

融資対象(3)イの中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるところによるものとする。

#### (1) 連鎖倒産防止

別に定める「再生手続開始申立等企業の認定について」に基づき、道が認定した企業に対し、売掛金等の債権を有していること。

#### (2) 業種

国の指定業種に準ずるものとして道が特に認める業種に属し、最近3か月間の売上額が前年同期に比べ10パーセント以上減少していること。中小企業等協同組合等にあつては、その構成員の3分の2以上がこの要件に該当していること。

#### (3) 融資取扱期間

上記(1)及び(2)に係る融資の取扱期間は、道が認定した日から原則3か月以内とする。

### 5 融資対象(4)について

道が認めた地域とは、次のいずれかに掲げる地域とする。

#### (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の指定を受けた地域

#### (2) その他道が特に必要と認める地域

## 経営環境変化対応貸付の融資に係る事業計画書

**売上減少** (融資対象(1)アの(7)又は(イ)の場合)

年 月 日

### 1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電話	
業種		従業員	人 (他パート 人)
主な取扱品目		資本金	千円
		創業	年 月

### 2 融資対象要件の認定

#### (1) 売上減少要件

- 融資対象(1)アー(7) : [記入項目] A~C → [対象要件]  $C \geq 5\%$
- 融資対象(1)アー(イ) : [記入項目] A~F → [対象要件]  $0\% < C < 5\%$ 、 $0 < F$

A	最近3か月の売上高 (生産高)	千円	( 年 月 ~ 年 月)
B	Aの前年同期の売上高	千円	( 年 月 ~ 年 月)
C	最近3か月の売上高等減少率 $((B-A)/B \times 100)$	%	
D	前年度の売上高 (生産高)	千円	( 年 月 ~ 年 月)
E	前々年度の売上高 (生産高)	千円	( 年 月 ~ 年 月)
F	前年度の売上高等減少額 (E-D)	千円	

[注] 1 : Aの期間は本調査作成時から起算して1年前の日以降の日を始期とする連続する3か月間。

2 : 売上高等の内容を証明できる書類を添付してください。

#### (2) 経営安定に支障を生じている理由

--

#### (3) 業況の回復・発展のための方法

--

# 経営環境変化対応貸付の融資に係る事業計画書

**利益減少** (融資対象(1)アの(ウ)又は(イ)の場合)

年 月 日

## 1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電話	
業種		従業員	人 (他パート 人)
主な取扱品目		資本金	千円
		創業	年 月

## 2 融資対象要件の認定

### (1) 利益減少要件

●融資対象(1)ア-(ウ) : [記入項目] A~C → [対象要件] C > 0 (純利益要件)

[記入項目] D~H → [対象要件] H > 0% (経常利益率要件)

●融資対象(1)ア-(イ) : [記入項目] I~M → [対象要件] M > 0%

融資対象 (1)ア -(ウ)	純利益要件 (A~C)	前年度の純利益 A 千円 (年 月~年 月)	前々年度の純利益 B 千円 (年 月~年 月)	前年度の純利益減少額 C (=B-A) 千円 (>0) (年 月~年 月)
	経常利益率要件 (D~H)	前年度の売上高 D 千円	前々年度の売上高 E 千円	前年度の経常利益率減少率 H (=G/E-F/D) % (>0%)
融資対象 (1)ア -(イ)	経常利益率要件 (I~M)	最近3か月の売上高 I 千円	Iの前年同期の売上高 J 千円	最近3か月間経常利益率の対前年同期減少率 M (=L/J-K/I) % (>0%)
		Iの期間の経常利益 K 千円 (年 月~年 月)	Jの期間の経常利益 L 千円 (年 月~年 月)	

[注] 1 : I、Kの期間は本調書作成時から起算して1年前の日以降の日を始期とする連続する3か月間。

2 : 売上高等の内容を証明できる書類を添付してください。

### (2) 経営安定に支障を生じている理由

### (3) 業況の回復・発展のための方法

## 経営環境変化対応貸付（原料等高騰）の融資に係る事業計画書

最近3か月実績（融資対象(2)のア又はウに該当する場合）

年 月 日

### 1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電 話	
業 種		従業員	人（他パート 人）
主な取扱品目		資本金	千円
		創 業	年 月

### 2 融資対象要件の認定

科目内訳	年 月～ 年 月：A	年 月～ 年 月：B	増加割合(A-B)
最近3か月の売上高①	千円	千円	/
売上原価②	千円	千円	
②/①×100	%	%	%
販売費及び一般管理費③	千円	千円	/
③/①×100	%	%	

[注] 1：A欄には最近3か月の売上高等の合計を、B欄にはAの期間に対応する1年前の売上高等の合計を、それぞれ記載してください。（A-B>0の場合に対象となります）

2：売上高を除く各科目には、原料等価格の高騰の影響を受けている費目のみの合計を記載し、人件費や減価償却費等は除外してください。

3：売上高等の科目（費用）内容を証明できる書類（月次試算表等）を添付してください。

### <参考>原料等価格の高騰の影響を受けている主な仕入製品等

経費名	仕入製品等（品目等）	直近仕入単価：A	前年同期仕入単価：B	上昇率：(A-B)/A×100
	( )	円/	円/	%
	( )	円/	円/	%
	( )	円/	円/	%
	( )	円/	円/	%

### 3 設備計画（融資対象(2)ウの場合のみ記入）

区 分	内容（型式、構造、性能等）	数 量	単 価	金 額
			千円	千円
計				
(省エネルギーに資する施設等の場合) 省エネ効果			%又は	kW

# 経営環境変化対応貸付（原料等高騰）の融資に係る事業計画書

最近1か月実績+先2か月の見込（融資対象(2)のイ又はウに該当する場合）

年 月 日

## 1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電話	
業種		従業員	人（他パート 人）
主な取扱品目		資本金	千円
		創業	年 月

## 2 融資対象要件の認定

- 最近1か月の売上高に占める売上原価の割合が、前年同月に比べ増加している場合  
[記入項目] ㊸～㊺、㊻～㊽ → [対象要件] 「⑤/③ > ⑬/⑪」かつ「(⑤+⑥)/(③+④) > ⑭/⑫」
- 最近1か月の売上高に占める販売費及び一般管理費の割合が、前年同月に比べ増加している場合  
[記入項目] ㊾、㊿、㊻～㊽、㊿、㊿ → [対象要件] 「⑦/③ > ⑮/⑪」かつ「(⑦+⑧)/(③+④) > ⑯/⑫」

### (1) 当期実績及び見込み

区分	A：最近1か月(実績)	B：今後2か月(見込)	C：連続3か月(見込)
年 月 ㊸	① 年 月	② 年 月～年 月	①+② 年 月～年 月
売上高 ㊹	③ 千円	④ 千円	③+④ 千円
売上原価 ㊺	⑤ 千円	⑥ 千円	⑤+⑥ 千円
売上原価率 ㊻	⑤/③ %		(⑤+⑥)/(③+④) %
販管費 ㊼	⑦ 千円	⑧ 千円	⑦+⑧ 千円
販管费率 ㊽	⑦/③ %		(⑦+⑧)/(③+④) %

### (2) 前期実績

区分	A'：Aの前年同月(実績)	C'：Cに対応する前年同期の3か月(実績)
年 月 ㊸	⑨ 年 月	⑩ 年 月～年 月
売上高 ㊹	⑪ 千円	⑫ 千円
売上原価 ㊺	⑬ 千円	⑭ 千円
売上原価率 ㊻	⑬/⑪ %	⑭/⑫ %
販管費 ㊼	⑮ 千円	⑯ 千円
販管费率 ㊽	⑮/⑪ %	⑯/⑫ %

[注] 1：売上高を除く各科目には、原料等価格の高騰の影響を受けている費目のみの合計を記載し、人件費や減価償却費等は除外してください。

2：A（最近1か月）及びC'（前年同期の3か月）における売上高等の科目（費用）内容を証明できる書類（月次試算表等）を添付してください。

### <参考>原料等価格の高騰の影響を受けている主な仕入製品等

経費名	仕入製品等（品目等）	直近仕入単価：A	前年同期仕入単価：B	上昇率：(A-B)/A×100
	( )	円/	円/	%
	( )	円/	円/	%
	( )	円/	円/	%

## 3 設備計画（融資対象(2)ウの場合のみ記入）

区分	内容（型式、構造、性能等）	数量	単価 千円	金額 千円
	計			
	（省エネルギーに資する施設等の場合）省エネ効果		%又は	kW

(別紙第6号様式)

経営環境変化対応貸付（認定企業）の融資に係る調書  
（融資対象(3)イ）

年 月 日

1 企業の概要

企業名		代表者	
所在地		電話	
業種		資本金	千円
		従業員	人

2 確認事項

(1) 連鎖倒産防止

再生手続開始申立等企業名		認定年月日		認定番号	
		令和 年 月 日		認定 第 号	
再生手続開始申立等企業に対する債権額等	区分	金額(千円)	債権の内容		
	計				
上記債権額のうち受取手形の明細	発行日	満期日	金額(千円)	割引金融機関	
	計				

(2) 業種

該当する対象業種名					
減少率	A	年 月 日から	年 月 日の売上高	千円	
	B	年 月 日から	年 月 日の売上高	千円	
	売上減少率		%	$(B - A) \div B \times 100$	
協同組合等	C	総組合員数	人		
	D	融資対象(3)に該当する組合員数	人		
	対象組合員の構成比		%	$D \div C \times 100 = (3分の2以上)$	
(注) ・ Aの期間は本調書作成時から起算して1年前の日以降の日を始期とする3か月間 ・ Bの期間はAの前年同期間 ・ 協同組合等については、対象組合員それぞれの減少率の状況を添付すること。					

(別紙第7号様式)

経営環境変化対応貸付（災害復旧）の融資に係る調書  
（融資対象(4)）

年 月 日

企業名			代表者		
所在地			電 話		
業 種		資本金	千円	従業員	人
災害名			被災年月日	年 月 日	
被害状況					
	区 分	被 害 額(千円)	被 害 の 内 容 等		
直 接 被 害	建物・構築物				
	機 械 装 置				
	工具器具備品				
	商品・原材料				
	そ の 他				
	計				
間 接 被 害	売上減少額				
	売掛金固定額				
	そ の 他				
	計				
復旧資金計画					
資金使途	所 要 額(千円)	道制度利用希望額(千円)	備 考		
設備資金					
運転資金					
計					
摘 要					

(注) 直接被害の場合には、市町村長が発行する「り災証明書」の写しを添付すること。



# 経済環境変化対応資金 コロナ克服サポート貸付

## 1 目的

北海道信用保証協会の保証制度である「コロナ克服サポート保証」の対象となる中小企業者等に対し、必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、感染防止対策に加え、事業再構築や新商品・サービスの開発・販路拡大といった新たなチャレンジなど、コロナ克服に向けた企業の取組みを支援する。

## 2 融資対象

北海道信用保証協会のコロナ克服サポート保証の対象となる中小企業者等

## 3 融資条件等

### (1) 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金用途	事業資金		
融資金額	1億円以内		
融資期間	1年超10年以内（うち据置1年以内）		
融資利率	[固定金利]		[変動金利]
	5年以内	年1.0%	年1.0%
	10年以内	年1.2%	〔融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る〕
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。		

### (2) 融資取扱期間

令和7年(2025年)3月31日までとする。

## 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

### ●添付書類

決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	その他必要と認める書類
○	○	○	「コロナ克服サポート保証」に係る取組み内容説明書

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

## 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

コロナ克服

## 取扱細目

### 1 融資対象について

北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証」の対象となる中小企業者等とは、コロナ克服に向けた別表の取組みを行う中小企業等とする。

### 2 資金用途について

資金用途は、別表の取組みに係る事業資金とする。

## 別表

### <取組例>

飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直し等

# 経済環境変化対応資金 防災・減災貸付

## 1 目 的

災害や事故などの緊急時における通常業務の継続、被害を受けた際の事業早期復旧に向けて事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）等を策定する中小企業者等に対し、その計画に基づき設備の改修、整備等に取り組むために必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の経営基盤の強化に資する。

## 2 融 資 対 象

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) BCPを策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業者等
- (2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等
- (3) 【耐震改修対策】建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」を所有する者

### 2-2 総則「第4 融資対象」の適用

第4ただし書きによる融資対象の適用の有無については、次のとおりとする。

融資対象区分	第4（融資対象）の適用の有無			備 考
	(1) 中小企業者等要件	(2) 許認可要件	(3) 保証対象業種要件	
(1)	○	○	○	
(2)	○	○	○	
(3)	× ※	○	○	※要緊急安全確認大規模建築物であってライフステージ対応資金「ステップアップ貸付」融資対象(9)に定める観光施設（別表12-1）に掲げるもの）の所有者に限り中小企業者等要件を適用しない

## 3 融 資 条 件 等

### (1) 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象区分	(1)	(2)	(3)耐震改修対策
資金使 途	事業資金		設備資金（耐震改修費用）
融 資 金 額	1億円以内		16億円以内
融 資 期 間	1年超10年以内 （うち据置1年以内）		1年超20年以内 （うち据置2年以内）
融 資 利 率	[固定金利] 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% [変動金利] 年1.1% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）		[固定金利] 3年以内 年1.0% 5年以内 年1.2% 7年以内 年1.4% 20年以内 年1.6% [変動金利] 年1.0% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証付きとする。		

### (2) 融資取扱期間

融資対象(3)の取扱いは、令和7年（2025年）3月31日までとする。

#### 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

##### ●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	取扱細目に定める
(2)	○	○	○	取扱細目に定める
(3)	○	○	○	取扱細目に定める

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

#### 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

(1) 融資対象(1)及び(2)について

道防災

(2) 融資対象(3)について

道耐震

### 取扱細目

#### 1 融資対象(1)について

##### (1) BCP

BCPは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針（第2版）」に基づき策定し、同指針に定める基本コースの内容を充足する計画、厚生労働省の「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」または、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」に基づき策定し、その内容を充足する計画を対象とする。

##### (2) 資金使途

資金使途とする事業資金は、次のとおりとする。

ア BCPの策定又は改訂のために必要な資金であつて、次のとおりとする。

- ①事業用資産の安全・耐久性等に係る診断に要する専門家への謝金
- ②事業環境評価（リスクアセスメント）の実施に係る専門機関への委託経費
- ③災害・事故発生時における行動計画（アクションプラン）を立案するための講習会への参加費
- ④上記のほか、BCPの策定に要する資金

イ 策定したBCPに基づいて実施する取組に係る資金であつて、次によるものとする。

- ①事業用施設の改修、補強、基礎の嵩上げ等工事を行うために必要な資金（施工に必要となる施設診断や実施設計等に要する費用を含む。）
- ②機械、商品等の転倒及び転落、窓ガラスの飛散等を防止する措置を講ずるために必要な資金
- ③消防資機材、応急給水資機材、防災無線、非常用発電機、備蓄倉庫など防災用設備の設置又は改修等に必要な資金
- ④上記のほか、災害や事故の発生に備えて、あらかじめ従業員及び顧客の安全を確保する又は事業用設備の滅失を防ぐための措置を講ずる等、防災・減災に資する取組に必要な資金

##### (3) 添付書類

上記(2)イにより策定したBCPに基づいて実施する取組に係る資金を申し込む場合は、当該計画書を添付することとする。

#### 2 融資対象(2)について

##### (1) 資金使途

資金用途とする事業資金は、国の認定を受けた（連携）事業継続力強化計画に基づいて実施する取組みに係る資金とする。

(2) 添付書類

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る計画書及び認定通知書の写しを添付することとする。

**3 融資対象(3)について**

(1) 制度の適用

融資対象者は、融資対象(3)に定める事業者であって、かつ耐震改修（実施設計を含む。）に係る国又は地方公共団体からの補助金の交付を受ける（受けた）者に限る。

(2) 融資金額

融資上限額は、耐震改修促進法により義務付けられる耐震診断の実施結果を受けて必要となる耐震改修に要する費用とし、融資あっせん申込書に添付した見積書又は契約書の金額とする。

ただし、国または地方公共団体から受領する補助金の交付額を除く。

(3) 添付書類

要緊急安全確認大規模建築物の所有者であることがわかる書類として、耐震改修に要する費用に対して国又は地方公共団体から受領する補助金の交付申請書（交付決定書）の写しを添付することとする。

# 一般経営資金 一般貸付

## 1 目 的

中小企業者等に対し、事業活動の維持・安定に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化に資する。

## 2 融 資 対 象

- (1) 中小企業者等
- (2) 【経営者保証非提供促進型】国の全国統一保証制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象となる法人である中小企業者等

## 3 融 資 条 件

(1) 融資条件は次の表のとおりとする。

融 資 対 象 区 分	(1)	(2) 【経営者保証非提供促進型】
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）	
融 資 金 額	8,000万円以内 中小企業等協同組合等にあつては、(2)は上限8,000万円以内 かつ(1)と(2)合算で2億円以内	
融 資 期 間	1年超10年以内（うち据置1年以内）	
融 資 利 率	[固定金利] 3年以内 年1.5% 5年以内 年1.7% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.1%	[変動金利] 年1.5% 〔融資期間が3年を超える取扱いの 場合に限る〕
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	担 保 無担保 償還方法 取扱金融機関の定めるところによる。
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証に付することがある。	すべて信用保証協会の保証付きとする。

(2) 融資取扱期間

融資対象(2)の取扱いは、令和9年(2027年)3月31日までとする。

## 4 融 資 の 申 込 み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

### ●添付書類

融資対象区分	決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	その他必要と認める書類
(1)	○	○	○	
(2)	○	○	○	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

## 5 取 扱 表 示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道一般

## 取扱細目

### 1 中小企業等協同組合等に対する取扱いについて

中小企業等協同組合等に対し、組合員への転貸のための資金を融資する場合は次によるものとする。

- (1) 融資金額は転貸先の1組合員につき5,000万円以内とし、かつ1組合に対する融資総額（既往融資残高を含む。）は2億円以内とする。
- (2) 転貸先の組合員は、総則第4の融資対象に該当する中小企業者とする。
- (3) 転貸のための融資を受けた組合は、この要領に定める融資条件により、直ちに組合員に貸し付けるものとする。

### 2 融資対象(2)について

- (1) 信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証の対象となる中小企業者等とは、次のアからオのいずれにも該当する法人である中小企業者とする。

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者はア、イ及びウ、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者はウの要件は問わない。

ア 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

イ 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

ウ 次の両方又はいずれかを満たすこと。

- ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過（※1）でないこと
- ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（※2）。

エ 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

- ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
- ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

オ 信用保証料率の引上げ（※3）により経営者保証を提供しないことを希望していること。

（※1） 「純資産の額 $\geq$ 0」であること。

（※2） 「経常利益+減価償却 $\geq$ 0」であること。

（※3） 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

#### (2) 対象区分間の併用

融資対象(1)、(2)はそれぞれの融資条件に従った上で、併用を可能とする。ただし、1事業者あたり利用限度額は合算で8,000万円とする。中小企業等協同組合等にあつては、(2)は上限8,000万円以内かつ(1)と(2)合算で2億円以内とする。

#### (3) 取扱金融機関の責務等

本貸付の取扱に係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定めるとおりとする。

## 一般経営資金 小規模企業貸付

### 1 目 的

小規模企業者に対し、事業活動の維持・安定に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の安定に資する。

### 2 融 資 対 象

- (1) 小規模企業者
- (2) 【小口】国の全国統一保証制度である小口零細企業保証の対象となる小規模企業者（小規模企業者で、既往の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が2,000万円未満であるもの）。なお、特定非営利活動法人（NPO法人）は、医業を主たる事業とする場合を除き、融資対象とならない。

### 3 融 資 条 件

融資条件は次の表のとおりとする。

融 資 対 象 区 分	(1)	(2)小口
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）	
融 資 金 額	5,000万円以内	2,000万円以内 (かつ、既往の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）と新規融資額を合計して2,000万円以内)
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内） （ただし、運転資金と設備資金の併用の場合は、10年以内） ※1年以内の短期の取扱いも可（短期の場合、一括償還可）	
融 資 利 率	[固定金利] 3年以内 年1.3% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7% 10年以内 年1.9%	[変動金利] 年1.3% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
担保及び償還方法	担 保 無担保（(2)小口は原則として無担保） 償還方法 取扱金融機関の定めるところによる。	
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとする。	

### 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

#### ●添付書類

決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	その他必要と認める書類
○	○	○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

### 5 取 扱 表 示

次の表示を付して取り扱うものとする。

(1) 融資対象(1)について

道小規模
------



(2) 融資対象(2)について

道小口

## 取扱細目

### 1 短期継続保証制度に係る取扱いについて

- (1) 融資対象(1)の場合であって、融資期間1年以内かつ一括返済の短期資金を利用して融資を受けようとする者にあつては、信用保証協会の短期継続保証制度を利用することができる。
- (2) 上記(1)により短期継続保証制度を利用した者であつて、引き続き融資対象(1)の要件を満たしている場合には、新規融資の申込手続きにより更新することができる。